

遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月26日

遠野市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されているが、農業委員会の業務においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

遠野市の経営耕地は、平坦地ではほ場整備による大区画化が進んでいるものの、山間に区画狭小な耕地が散在するなど、典型的な中山間地域となっている。

農業経営は、水稻を基幹に、盆地特有の寒暖の差や、盆地周囲の広大な農地を活用した野菜、畜産、果樹等の複合経営を展開している。

その一方で、農業従事者の減少や高齢化の急速な進行、後継者不足等による農業労働力の低下、それらが要因となる耕作放棄地の増加など、様々な課題を抱えており、その解決を図っていくためにも、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法 第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、遠野市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

- 農業委員及び推進委員が連携して農地利用の最適化の推進に係る現地活動（以下「現地活動」という。）を行うため、地域毎に農業委員及び推進委員からなる地域推進班（仮称）（以下「推進班」という。）を編成する。
- 総会開催日などの機会に農地利用最適化推進検討会（仮称）（以下「検討会」という。）を定期的で開催し、農業委員及び推進委員が情報交換や対策の協議を行い、農業委員及び推進委員が総意のもとで現地活動を行えるよう支援する。
- 推進班と検討会とは相互の連携を図っていくものとする。
- 農地利用の最適化の推進は、市、県、農業公社、農業協同組合、土地改良区、農業委員会が役割を分担しながら協働で取り組むことが効果的であることから、担い手への農地集積・集約及び遊休農地の現状と課題を共有し、対策を協議する。

なお、「遠野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で、平成37年度までに、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標を65%と定めていることから、本指針においてもそれを目標とした行動を行うこととし、農業委員及び推進委員の任期となる3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の

公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成29年3月)	7,105.2ha	5.2ha	0.07%
3年後の目標 (平成32年3月)	7,085.2ha	3.5ha	0.05%
目 標 (平成35年3月)	7,065.2ha	1.5ha	0.02%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

(効率的な農地利用状況調査及び利用意向調査の実施)

- 7月頃の農地利用状況調査に先立ち、推進班が担当する地域全体の農地利用状況を調査し、遊休化が認められた農地について、農業委員会として複数の農業委員及び推進委員による確認を行うなどにより効率的な調査に努める。

また、この農地利用状況調査に当たっては、地図、航空写真や調査対象農地のリスト等を事前に推進班に配布するとともに、判断のガイドラインを示して農業委員及び推進委員の判断の平準化を図る。

- 利用意向調査に当たっては、必要に応じて農業委員及び推進委員の訪問など適正かつ迅速な意向把握に努める。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

- 農業公社に対する利用意向調査の情報提供や貸付意向通知に係る事務処理を迅速に行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（農地中間管理事業の借入基準に適合しない遊休農地についての対応）

農地利用状況や利用意向に応じて、農業公社の登録農地への登録や農業委員会の相談カードへの記載により、農業委員及び推進委員、農地コーディネーターが連携した現地活動を支援する。

なお、耕作が見込まれない農地については、農地に該当するか否かを適切に判断する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	7,100ha	2,795ha	39.4%
3年後の目標 (平成32年3月)	7,085ha	3,550ha	50.1%
目 標 (平成35年3月)	7,065ha	4,595ha	65%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成29年3月)	2,869戸 (349戸)	345経営体	15経営体	41経営体	20団体
3年後の目標 (平成32年3月)	2,860戸 (349戸)	330経営体	20経営体	45経営体	24団体
目 標 (平成35年3月)	2,855戸 (349戸)	335経営体	25経営体	50経営体	26団体

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域農業マスタープラン」の見直しについて

- 市内11地区に策定した「地域農業マスタープラン」について、農業委員会として、地区ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付

け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「プラン」の見直しに主体的に取り組む。

推進班は市町村及び農業委員会事務局の協力を得て、現地活動の目標と活動計画を具体化した農地利用最適化活動計画書（仮称）（以下「活動計画書」という。）を作成し、農業委員及び推進委員はこの活動計画書に基づき、計画的かつ効果的に現地活動を行う。

この活動計画書の主な内容は以下のとおりとする。

- ア 農業委員及び推進委員は地域農業マスタープランの地域毎の検討メンバーとして話し合いに積極的に参画し、担い手への農地の利用集積・集約に取り組む意欲の向上を図ること
- イ 今後営農継続が危ぶまれる農業者をリストアップの上、訪問活動により農地の貸借等の意向を把握し、「意向把握カード（仮称）」を作成すること
- ウ あっせん意向があった場合は、『あっせん相談カード（仮称）（以下「相談カード」という。）』に記載し、推進班及び農業委員会内で意向を共有しながら現地活動を行うこと
- ①の話し合いの中で、担い手からあっせん意向があった場合も同様とすること
- エ 担当する地域内で、特に担い手への農地の利用集積・集約を促進しようとする地区がある場合は、重点地区として設定し、集中的に活動すること

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域農業マスタープラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

検討会には、農地中間管理機構である農業公社との連携を強化するため、原則として農地コーディネーターの出席を要請する。

農業委員及び推進委員、農地コーディネーターの現地活動による農地の出し手や受け手の情報を記載した相談カードを整理するとともに図面を作成し、農業委員及び推進委員、農地コーディネーターが連携した効果的な現地活動を支援する。

また、実質的に農地の貸借が行われている農地について、農業委員及び推進委員の現地活動により契約状況を確認し、契約の適正化や農地中間管理事業による集積・集約化を推進するべき農地について整理し、相談カードに記載する。

さらに、意向把握カード、相談カード及び図面を随時更新し、実効性の保持に努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(担い手との連携による農地利用の最適化の推進)

認定農業者、農業法人、農業農村指導士等との定期的な意見交換などにより連携を強化し、担い手の意向を現地活動に反映させる。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人・法人) (新規参入者取得面積)
現 状	3 人
(平成29年 3 月)	(1 ha)
3 年後の目標	5 人
(平成32年 3 月)	(2 ha)
目 標	7 人
(平成35年 3 月)	(3 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 岩手県・一般社団法人岩手県農業会議、農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。